

令和 7 年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率について

- 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、令和 7 年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率を算定しましたのでお知らせします。
- 実質公債費比率は 17.2%（令和 6 年度決算 17.1%）、将来負担比率は 250.3%（同 257.2%）となりました。（実質赤字、連結実質赤字、資金不足はなし。）

1 健全化判断化比率

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
	%	%	%	%
算定値	— (—)	— (—)	17.2 (17.1)	250.3 (257.2)
早期健全化基準	3.75	8.75	25.0	400.0

(注)

- 1 実質赤字比率及び連結実質赤字比率欄中「—」は、実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合である。
- 2 () 中の算定値は、令和 6 年度決算に係る健全化判断比率である。

2 資金不足比率

会計の名称	資金不足比率	
		(令和 6 年度)
	%	%
京都府地域開発事業特別会計	—	—
京都府港湾事業特別会計	—	—
京都府電気事業会計	—	—
京都府水道事業会計	—	—
京都府病院事業会計	—	—
京都府工業用水道事業会計	—	—
京都府流域下水道事業会計	—	—

(注)

- 1 資金不足比率欄中「—」は、資金不足額がない場合である。
- 2 地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第 19 条に定める資金不足比率の経営健全化基準は 20.0%である。

■各指標の説明

1 健全化判断比率：地方公共団体の財政の健全化を示す指標

指標の名称	説明
実質赤字比率	普通会計における実質赤字額の標準財政規模に対する比率
連結実質赤字比率	全会計における実質赤字額の標準財政規模に対する比率
実質公債費比率	普通会計が負担する実質的な公債費の標準財政規模に対する比率
将来負担比率	公社、出資法人等を含めて、普通会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

2 資金不足比率：地方公営企業の財政の健全化を示す指標

指標の名称	説明
資金不足比率	各公営企業における資金不足額の事業規模に対する比率

<参考> 地方公共団体の財政健全化法に係る計画を策定する基準

◆健全化判断比率

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
早期健全化基準	3.75%	8.75%	25.0%	400.0%
財政再生基準	5.00%	15.00%	35.0%	

◆資金不足比率

	資金不足比率
経営健全化基準	20.0%

【本報道発表に関するお問合せ】

総務部財政課 課長 山崎 TEL：075-414-4410
課長補佐兼係長 猪狩 TEL：075-414-4421

